

平成30年度

厚生会看護学生奨学金要項

医療法人厚生会

1. 恵生会看護学生奨学金の概要

この制度は看護師を養成する学校（以下、「養成学校」）などに在学中、またはこれから入学しようとする方を対象として、医療法人恵生会（以下、「会」）が私的に設けている奨学金制度です。

2. 応募資格

この奨学金に応募ができるのは、養成学校などに在学中、またはこれから入学しようとする方で、卒業後直ちに看護師として会の運営する施設に勤務可能な方です。年齢、性別および養成学校の所在地は問いません。

3. 募集人数、貸与金額等

【募集人数】

2名（平成30年度分）

【貸与金額】

月額7万円

【貸与期間】

平成30年4月（または申請月）から卒業まで

（各養成学校の規定する修学期間を限度）

※ 休学または停学の期間は貸与されません。

【貸与方法】

毎月1回、その月の25日までに受給者名義の口座に振り込みます。

【その他】

入学一時金など30万円の貸与制度があります。

4. 申請書類、受付期間

奨学金を希望される方は、次の書類を提出してください。

【申請書類】

- (1) 恵生会看護学生奨学金申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）（連帯保証人の印鑑証明書を添付）
- (3) 履歴書（任意様式、写真貼付）
- (4) 養成学校の在学証明書（申請3か月以内のもの）、または入学証明書など養成学校に入学する手続きを済ませていることがわかる書類。ただし、申請時点において養成学校への入学が確定していない場合は確定後、速やかに追加提出することで可とします。

※ 養成学校へ入学しなかった（できなかった）場合や証明書等の提出がない場合は、先に奨学金貸与の決定がされていてもその決定は無効となります。

※ 各様式は、南浜病院総務課で配布します。また、南浜病院のホームページからもダウンロードが可能です。

【受付期間】

平成30年1月1日から平成31年3月31日

※ 原則として先着順ですが、同時に応募者が定員を超えた場合は選考を行います。

5. 貸与者の選考方法

書類及び面接による審査をもとに選考を行います。

6. 貸与者の決定通知

審査後、2週間以内に書面により申請者本人に通知します。

7. 奨学金の返済・免除について

【返済】

次のような場合、原則として奨学金を一括返済していただきます。

- ① 養成学校を退学したとき。
- ② 養成学校を卒業後直ちに会に就職しなかったとき。
- ③ 養成学校を卒業後直ちに会に就職したものの、就業期間が返済免除条件（次項）として定められた期間に達しないまま退職したとき。

【免除】

養成学校を卒業後直ちに看護師として会に勤務し、その期間が、学則に定める修学年限に相当する期間を超えたときは、申請により奨学金の返済を免除します。また、入学一時金の貸与を受けた場合、就業後に一括返済いただくか会に修学年限に6か月を加えて勤務した場合は、免除します。

8. 連帯保証人について

奨学金の貸与にあたり、連帯保証人が必要となります。なお、連帯保証人は、親権者または独立した生計を営む成年者としてください。

受給者本人からの奨学金返済が滞った場合、会は連帯保証人に対して返済請求を行います。

9. その他

この看護学生奨学金についてのお問い合わせは下記へご連絡ください。また、施設見学も随時受け付けておりますので、ご遠慮なくお申し出ください。

【奨学金・施設見学に関するお問い合わせ】

〒950-3102

新潟県新潟市北区島見町4540番地

医療法人恵生会 南浜病院

総務課 相馬（そうま）

TEL 025-255-2121 FAX 025-255-3532

E-mail minamihama-h@k-seikai.jp